

若年就職困難者職場実習等サポート事業 公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査基準	配点	係数
事業内容への理解度	現状の課題や事業目的及び事業内容に対して知識・理解が十分にあるか。また事業に対する創意工夫や事業への意欲が見込めるか。	10	2
業務遂行能力等	業務執行体制や行程が明確に示されており、業務の完遂が見込めるか。	5	1
	統括責任者やジョブコーチとして、質の高い人材の確保が見込めるか。	10	2
	関係機関との連携は適切かつ効果的、具体的な内容となっているか。	5	1
業務内容の提案	参加者の掘り起し手法(ニート等をこの事業につなげる方策)は適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	受入事業所の開拓方法は適切か。また開拓する事業所や業務は職場実習として適当な内容となっているか。[自己が運営する事業所で受け入れる場合は適当な内容となっているか。]	10	2
	参加者に対するケアやサポート体制は適切かつ効果的な内容となっているか。	5	1
	スキルアップのための取り組みは適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	職場実習における就労支援への取り組みは適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
	課題・問題発見能力があるか、またそれに対する処理能力は見込めるか。	5	1
	就職につなげる支援方法は適切かつ効果的な内容となっているか。	10	2
事業経費	所要経費の積算は妥当か。	10	2
	合計	100	

○審査は5段階評価において行い、5段階評価に係数を掛けたものを点数とします。
(5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 劣っている 1 非常に劣っている)

○経費見積は予定価格に対する見積金額の割合で審査を行います。
6点(98%<見積金額≤100%) 7点(96%<見積金額≤98%) 8点(94%<見積金額≤96%)
9点(92%<見積金額≤94%) 10点(見積金額≤92%)

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します。

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。